

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（6）

～大逆事件における供述分析：本件判決を根拠づける被告人らの供述とその形成過程（1）～

浜 田 寿美男

山 田 早 紀

目 次

0. はじめに：本稿の目的

- （1）本件供述鑑定の視点：供述の起源と逆行的構成
- （2）本件の大きな流れ：宮下事件から大逆事件へ
- （3）本件に対する供述分析の課題

1. 本件被告人らの供述に心理学的な視点から検討を加えるうえでの分析枠組

- （1）供述分析とは何か
- （2）大逆事件における自白・供述について、その供述分析をどのように考えるか

2. 本件判決が認定した事実と本件供述分析の焦点

- （1）本件判決の認定の構図
- （2）本件の計画において宮下が突出していたこと

0. はじめに：本稿の目的

大逆事件の経過については、これまですでに詳説されているところだが、本件判決をあらためて見て気づく最大の特徴は、連座した26名の被告人のうち、24名に大逆罪で死刑の判決（あと2名は爆発物取締法違反で有期懲役刑）を下したという重大事案であったにもかかわらず、その有罪認定を支える物的証拠等は少なく（しかもそれはほとんど東京グループの一部の被告人の容疑に限定されている）、結局のところ、事件発覚後に被告人たちを長期にわたって繰り返し取調べ、そこから得た事後の供述を元に一つ

の犯行物語が構成されて、それでもって全員の有罪認定が行われたという点にある。しかし、事後の供述によって構成されたこの「犯行物語」は、被告人たちが本件について現実体験した出来事をどこまで正確に反映していたのか。その点が問題となる。

（１）本件供述鑑定の視点：供述の起源と逆行的構成

じっさい、どのような事件であれ、それを語る供述は、その事件後にしか語れない。それは当然のことである。そして、事件後にその事件のプロセスを語ろうとすると、事件の当事者にとっても、その事件を取り調べる取調官にとっても、あるいは周辺の関係者にとっても、その事件は終わっていて、結末がすでに明らかになっている。それゆえ、その結末に至るまでの事件のプロセスを取調官が聴き取ろうとし、この取調べを受けて当事者が振り返ってこれを語り、あるいは関係者がその周辺事情を語ろうとすると、当の事件の渦中においては「まだ将来の未明のもの」でしかなかった結末を、当の語り手はすでに知っているために、「本来ならばわかるはずがない」結末を前提にしたような語りが逆行的に組み込まれてしまうことがある。これが供述心理学の言う「逆行的構成」である。もちろん、当事者としてその事件を「渦中」から体験した者であれば、自らの体験の記憶を時間順にたどって順行的に事件の過程を忠実に語るができるはずで、そうである限り、語りは順行的な流れを正しく反映することになるはずである。ただ、その当事者でも事件の結末を知った後の時点でこれを語ったときには、そこに事件後の結末を前提にしたような語りが忍び込んでしまうことがありうる。まして、体験者ではない周囲の関係者や取調官たちは、渦中からの順行的な体験の記憶がないだけに、問題の事件を語るとき、事件後の結末を前提に、そこから逆行的に推論を巡らせて事件を再構成するしかなく、そこに現実を歪める筋書が埋め込まれてしまう危険性はそれだけ大きい。

裁判においては、もちろん、事件の結末が重大な意味を持つ。しかし、裁判において裁かれるべきは、本来、当事者たる被告人が時間の順を追って順行的に体験した行為の事実であって、事後の供述によって逆行的に構成された物語であってはならない。ところが、事後供述によって犯罪事実の認定が行われるとき、この「順行的に体験した行為」と「逆行的に構成された物語」とが判然と区別されないまま、後者によって事実の判断が左右されてしまうことがある。極端な場合、実際には問題の事件を体験してはいない者（つまり、その事件について無実でしかない者）が、当の事件の体験者であるかのように物語が構成されて、間違っ有罪の判決を下されてしまうようなことすら起こる。いわゆる冤罪事件である。そこで、その危険性をチェックするためには、供述心理学の知見を活かして、当の物語を構成する供述がどこから来たかを洗い出し、その「供述の起源」を明らかにすることが必要になる。つまり、事後の取調べによって引き出された供述が、はたして順行的な「体験の記憶」に基づくものなのか、それとも結末を知ったうえで、その結末に至る過程を逆行的に、つまり「頭のなかで想像して」構成したものなのか、またその他の汚染要因がそこに働くことがなかったかどうかを検討しなければならない。その作業が供述分析である。ここで念のために断っておけば、ここで言う逆行的構成は、意図的になされることもありうるが、しばしば無意図的に（つまり悪意なく）行われる。だからこそ余計に注意が必要である。

（2）本件の大きな流れ：宮下事件から大逆事件へ

本件について言えば、大逆罪へと向かうこの事件の語りのはじまったのは、明治43年5月25日に長野において明科製材所の職工長宮下太吉が逮捕されたところからである。この宮下太吉は、逮捕後の自白によれば、自身が天皇に危害を加えるべく、新村忠雄の協力を得て、爆裂弾の製作を試みていたし、そのことを示す物的証拠も逮捕時に押収されている。そして、

宮下の自白によれば、前年の明治42年11月3日に試作品を用いて長野の明科で爆弾実験を行い、これが成功したとして、協力関係にあった新村忠雄に知らせ、新村を介してこのことが平民社の幸徳秋水・管野スガにも伝えられた。ここまでの事実、逮捕後の取調べで宮下自身が認めたことであり、爆裂弾製造についての物的証拠も押収されており、当の爆裂弾の威力・性能はともかくとして、その爆裂弾試作の事実には争いが無い。また、この爆裂弾実験後、宮下太吉はその使用についても新村忠雄や管野スガ、そして古河力作とたがいに情報交換を交わし、内々に職場の部下に当たる新田融に爆薬を入れる小罐を作らせるなど、不穏な動きを重ねており、その挙句、宮下太吉は明治43年5月25日に、明科製材所同僚の通報によって爆発物取締罰則違反で逮捕され、犯行計画が未だ十分に具体的なかたちをとる以前の段階で、実行に移されることなく終わったのである。

宮下太吉が逮捕され、松本署に護送されたその日、協力関係にあった新村忠雄も拘引され、その兄善兵衛も関与を疑われて拘引され、この二人も松本署に護送されて、そこで取調べがはじまっている。さらに、3日後の5月28日には古河力作が東京で拘引されて松本署に送られ、29日に逮捕。これらの取調べを受けて、5月31日には長野地裁検事正がこの事件を刑法第73条該当（つまり大逆罪に当たる）として検事総長に送致し、検事総長は即日、幸徳秋水、管野スガ、宮下太吉、新村忠雄、新村善兵衛、古河力作、新田融の7名の起訴を決定して、大審院長に予審開始を請求した。こうして翌6月1日には幸徳秋水を逮捕し、別件で獄中だった管野スガを含めて、7名の検事取調べおよび予審がはじまっている。

ここまでの外形的な経過はおおよそ争いなく認められているところで、そこに顕著な逆行的構成の痕跡は見出せないのだが、この段階で予審の対象となった7名のうち、当時、検察側がもっとも注目していたのが幸徳秋水であったことには留意しなければならない。何しろ幸徳秋水は無政府共產主義の主唱者として全国的に勇名を馳せており、7名の被告人のなかで

もっとも目を引く存在だったからである。しかし、後に確認するように、幸徳秋水がこの爆裂弾の試作など大逆へと向かう宮下らの動きについて、全体を主導する位置にいたとは認めがたい状況があった。むしろ、ここまでの動きを順行的に見るかぎり、その中心になって推進してきたのは宮下太吉であり、新村忠雄、管野スガがこれに深い協力関係にあったと見ることができるが、幸徳秋水の関与はむしろ周辺的であった可能性が高い。その意味で、本件の出発点となったこの初期の事件経過を、本稿では「宮下事件」と呼ぶことにする。

しかし、大逆罪に向けての予審がはじまった後、幸徳秋水と交わりのあった無政府共産主義者らへ捜査が広げられ、東京のみならず、新宮、熊本、大阪、神戸に拠点を置く被告人たちが拘引されて、取調べが重ねられ、供述が積み上げられて、同年10月27日までに、当初の7名を含めて総計26名の被告人たちについて大逆罪での起訴が決定され、同年12月10日大審院にて特別裁判が非公開ではじまった。

このように「宮下事件」の発覚を基点として、そこから捜査対象が次々と広げられ、被告人たちの供述が積み上げられて、やがて幸徳秋水を中心とする「大逆事件」へと大きく展開していく経緯を確認することができるが、ここで問題となるのは、そもそもこの「宮下事件」と「大逆事件」とを一連一体の流れとして見なすことができるかどうかにある。そこには次の二つの可能性を考えることができる。

仮説A：もともと幸徳秋水を首謀者とする「大逆」への「計画」が先行的にあって、そこから「宮下事件」が順行的に派生したのか

仮説B：それとも「宮下事件」の発覚によって、その事後に、幸徳秋水を首謀者とする「大逆計画」が逆行的に構成されたのか

ここであらためて本件の問題を提起するとすれば、「宮下事件」と「大逆事件」とを区別したうえで、大審院判決は両事件それぞれについて、各

被告人のたどってきた順行的な行為過程をどこまで忠実に捉えて事実の認定を行ったのか。裏返して言えば、両事件それぞれについて、その判決は事件後に逆行的に構成された犯行物語によって汚染されることがなかったかどうか。汚染されていたとすれば、それはどの範囲において、どの程度の汚染があったのか。本件供述分析の課題はここにある。

（３）本件に対する供述分析の課題

判決が出たのは、明治44年1月18日、審理開始からわずか1カ月余り後のことである。大審院特別刑事部は幸徳秋水ら24名に対して「国家の権力を破壊せん」と欲せば先ず元首を除くに若く無しと為し」、「畏多くも神聖侵すべからざる聖体に対し」、「兇逆」を行おうと「凶謀」したが途中でこれが発覚したものとして、求刑通りの死刑判決を下した。なお新田融と新村善兵衛については刑法73条の大逆罪には当たらないとして有期刑の判決を下している。そして判決の翌日、死刑判決とした24名のうち12名は特赦によって無期懲役刑に減刑、残りの12名は1週間後の1月24日・25日に死刑が執行された。

大審院の本件判決は結果として「宮下事件」と「大逆事件」を区別せず、一連一体のものとして捉え、24名の被告人を有罪として死刑の判決を下した。つまり、それはこの両仮説のうちの前者、仮説Aを採ったことになる。しかし、はたしてこの判断は妥当なものだったのかどうか。

判決は、24名の被告人たちについて、予審調書上の供述等を「証拠」として、「元首を除く」という「兇逆」を行うべく「凶謀」をしたものであって、それは大逆罪に当たる認定したが、各被告人が実際に体験した順行的な行為過程が、はたしてこの判決の認定したように、皇室に危害を加えようと「謀議」を行い、具体的な「計画」を立て、それを「実行」しようとして、それが未然に発覚したという類のものだったのかどうか。予審調書において被告人たちから聴取した供述に拠りつつ判決が最終的に描い

たこの犯行物語は、どこまで被告人たちのたどった現実の順行的な行為過程を正確に描いたものだったのか。また、それ以前のところで、被告人たちに対する取調べがどのようになされて、この供述「証拠」がどのようにして引き出されてきたのか。そこにはあらかじめ描いた犯行物語が先行して、そこに引き寄せられるようにして逆行的に物語が構成されていくという危険性がなかったかどうか。供述心理学的な知見に基づいてこの問題を検討することが本稿の課題である。

本稿では、複雑に入り組んでいる26名の被告人らの供述のうち、とりわけ幸徳秋水ら東京グループの被告人たちの供述を取り上げ、その供述分析によって判決の認定に至るまでの過程を検討し、「宮下事件」から「大逆事件」へと至る経過が順行的なものであったのか（仮説A）、それとも逆行的なものであったのか（仮説B）を明らかにする。

1. 本件被告人らの供述に心理学的な視点から検討を加えるうえでの分析枠組

（1）供述分析とは何か

本件について心理学的な視点から供述分析を行うに当たって、まずは「供述分析」とは何かについて、本件にかかわる範囲で簡単に説明しておきたい。

1) 「供述の起源」という見方

供述分析は、問題となる供述について心理学的にその「供述の起源」を明らかにすることによって、「供述の信用性」を判断する資料を提供するものである。この点、先に簡単に触れたが、ここでいま少し詳しく説明する。

供述とは、過去に起こった出来事について、供述者がそれを「体験の記

憶」に基づいて語ろうとする行為であり、その結果である。現行の刑事訴訟法の下においては、その供述が任意に語られたものかどうか、その内容が信用できるかどうかという観点から、その証拠能力および証明力が判断されるが、ここで言う供述分析は、それ以前のところで、問題の供述が当の供述者の「体験の記憶」を忠実に語ったものかどうかについて、心理学的な視点から検討を加え、その「供述の起源」を洗い出すものである。

過去の出来事を「体験の記憶」によって忠実に語ることは、一般に考えられているほど容易ではない。人間の記憶は録音・録画装置のように過去の出来事をありのままに保存するものではなく、そこには「忘却」も「間違い」も、あるいは「嘘」も存在するからである。事実を忠実に語ろうとして、忘却した空白部分を知らず知らずに「想像」で補ったり、あるいは事後の「伝聞情報」で埋めたり、「間違い」をそれと気づかず確かな事実として断定するようなことも起こる。さらには、「体験の記憶」をはっきりと持っていながら、それを他者に知られることを怖れて、自分の不利益なところを「隠蔽」したり、「虚構」を交えて語ったりすることも出てくる。つまり、人はあえて事実を偽って「嘘」をつくこともある。

そこで問題の供述の真偽を検証するためには、その個々の部分が、供述者当人の「体験の記憶」そのものに情報の起源を持つのか、それとも忘却を「想像」や「伝聞」情報で埋めたところに起源を持つのか、あるいは知覚や記憶、表現の「間違い」に起源をもつのか、さらには「隠蔽」や「虚構」などの「嘘」に起源を持つのかを、心理学的な視点から検討することが必要となる。

供述分析が目指すべきところは、この「供述の起源」の究明であり、それを通して当の供述がどこまで供述者の順行的な行為過程を正確に表現しているかを明らかにすることによって、事実認定のための基礎資料を提供することである。つまり、供述分析は、問題の供述が事実の認定の証拠としてどこまでの証明力を有しているかを検証するための心理学的なツール

である。

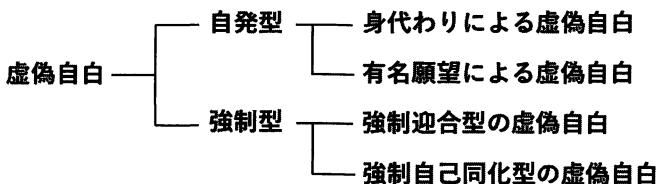
2) 本件供述分析の特異性—通常の殺人事件での供述分析との対比で

これまで供述分析が行われてきたのは、主として刑事事件、とりわけ殺人などの重大事件で、虚偽自白があったとして、事件の冤罪性が主張されてきたようなケースである。つまり、犯罪行為が間違いなくあった既遂事件について、犯人として疑われた者が捜査段階でいったん犯行を自白してしまい、しかしその後の裁判の過程で、犯行への関与を否認して争われるようなケースである。

(1) 虚偽自白の問題

典型例は、殺人などの犯罪行為が現実には生起して、その犯人ではないかと疑われた者が取調べの場で自白し、その後、その自白が虚偽だったと訴えるような事案である。そこではまさに当の自白が、真に犯行体験者が語った真の自白であったのか、それとも無実の人、つまり犯行非体験者が語った虚偽の自白であったのか。上記の「供述の起源」という観点で言い換えれば、当の自白がその人の「体験の記憶」に起源をもつものなのか、それとも「体験の記憶」以外の別の起源によるものなのかが最大の論点となる。

この虚偽自白については、一般に次のような分類がなされている。



このなかでも特に問題となるのは、取調べの最初是否認していた無実の被疑者が、厳しく執拗な取調べによって虚偽自白に落ちていく「強制型」

の虚偽自白である。無実の被疑者からすれば、疑われるような立場にあったことは事実でも、被疑者自身の順行的な体験過程においては、どう考えても問題の事件をやっているのではない。だからこそ正直に否認するのだが、取調官はその被疑者を問題の事件の犯人であると疑い、採取した証拠からこの被疑者を犯人とする犯行物語を思い描いて取り調べる。そこで、もし取調官が被疑者の言い分を聞いて、ひょっとしてこの被疑者は無実かもしれないと気づき、無実方向の捜査にも努力すれば、無実の被疑者を犯人として描くような犯行物語がやたらと膨らむことはないはずだが、ときに取調官は十分な証拠がないにもかかわらず、被疑者を犯人と思い込んで、ひたすら追及を繰り返す。その執拗な取調べによって無実の人が耐え切れずに虚偽自白に落ちるという不幸な事態が起きてしまうことがある。

この強制型の虚偽自白のなかには二つのタイプがある。一つは「迎合型」で、そこでは被疑者は自分が問題の犯罪行為をやっていないことを明確に自覚している。しかし、取調官たちの執拗な取調べが辛くて耐えきれずに、迎合して虚偽自白に落ちてしまうもので、このタイプが虚偽自白なかでもっとも一般的である。もう一つは「自己同化型」と名づけられるもので、被疑者自身、ここでも犯行を自分がやったという記憶はない。しかし、問題の犯罪行為が行われたとされる時間帯についての記憶が定かでなく、そのために取調官の追及に抵抗できず、やがてひょっとすると自分がやったのかもしれないと思うようになって虚偽自白に落ちていくタイプである。このいずれのタイプであっても、自白に落ちた後に語るその自白供述の起源は、取調べの圧力に耐えられなくなった被疑者がやむなく自ら犯人になったつもりで、もし自分がやったとすればどうやっただろうかと「想像」をめぐらし、あるいは取調官が手持ちの証拠によって事件像を想定しながら追及してくるのに合わせて語るというところにある。その意味でこの二つのタイプの虚偽自白はいずれも取調官と被疑者との「相互作用」の産物である。

(2) 「行為」とその背後の「心理」

本件大逆事件にかかわって、ここで自己同化型の虚偽自白について一点付言しておきたいことがある。一般に殺人などの過激な犯罪行為については、その行為時の自分の記憶が定かでないというような例は稀である。たとえば大分女子短大生殺し事件のように、深酒して眠り込んでしまい、問題とされた事件の前後の時間帯の記憶がなくて、そのためにひょっとして自分がやったかもしれないと思い込まれてしまうような事例はあるのだが、こうした事例は珍しい。しかし、他方で、遠い昔の比較的軽微な事件となると、問題となった犯行時期あるいは犯行時間帯についてははっきりした記憶がなく、そのために取調官の追及に対抗することが難しく、ひょっとして自分が事件に関与していたかもしれないと思い込んでしまうことがある。

あるいは殺人事件の場合でも、真犯人がその犯行を実際にやったと認めたとえで、犯行についての「計画性」や「殺意」の有無が問われたときなど、その点が曖昧なケースは少なくない。そのような場合、殺人そのものは認めたとえで、計画性や殺意について追及を受けて、はっきりしないままに取調官の想定に押し切られることがある。それは一種の自己同化型の虚偽自白である（光市母子殺し事件、石巻事件など）。

一般的な言い方で言えば、この場合に問題になるのは犯罪の「行為」とその背後の「心理」との関係である。人間の行為は、素朴心理学的には、その背後にその「行為」を導いた「心理」が想定される。たとえば、殺人事件を例に上げれば、以下のような流れが想定される。

「実行」行為（既遂行為←未遂行為）←「予備」の行為←「動機」の心理

近代法において、処罰の対象となるのは実際に行われた「行為」であって、その背後の「心理」（思想）を罰することはできない。この原則をま

ずは確認しておく必要がある。じっさい、誰かを殺そうと思っても、あるいはそのために凶器を準備したとしても、実際にそれが行為として行われなにかぎり、「動機」（心理）があったというだけでは、あるいは「予備」の行為があったというだけではこれを罰することができない。

しかし、現実にはその犯罪行為が「実行」されてしまえば（既遂であれ未遂であれ）、それ以前の「動機」や「予備」行為が量刑判断に影響を及ぼすことは否めない。じっさい、殺人事件においてはその殺人への「動機」や「計画性」次第で、死刑かどうかが決まる例が少なくない。その「動機」や「計画性」の有無が問題となったとき、多くの場合、本人の自白が判断材料として重要となるし、取調官たちも自白転落後の自白内容聴取のなかでこれを重視する。

ところが、「動機」や「計画性」の多くの部分は、本人の「心理」にかかわるもので、しばしば曖昧である。たとえば「はっきりと殺してやろうと思っていた」などというそのときの「記憶」が明確であればともかく、事件には多分に偶発的な部分がつきまとうもので、そのときの「記憶」が曖昧である場合が少なくないし、取調べの当初「殺そうなどとは思っていなかった」と主張する事例もある。しかし、とんでもない殺人行為をやってしまった後に、その負い目を抱えて取調べに臨み、早々に自白した真犯人が、「殺意」や「計画性」の有無を問われたとき、取調官の追及に負けて、その部分については自らの体験を偽って虚偽自白をしてしまうケースがありうる。とりわけ取調官が、これだけ酷い殺害行為をやったのだから「殺意」がなかったはずはないし、凶器を持って行ったのだから「計画」的だったにちがいないと想定して、そのことを前提に追及すれば、この点の虚偽自白が生じる危険性は大きい。その結果、残忍な見かけをもつ殺人事件の結果から、そこに至るまでの「殺意」や「計画」性が逆行的に構成されて、それを自白として語るようなことが起こる。これもまた広い意味で虚偽自白であって、これはそのときの記憶が明瞭でないために、自分も

そう思い込んでしまう「自己同化型」の自白であることが少なくない。

（3）大逆事件において問われた犯罪行為

ここで大逆事件の場合について考えてみる。大逆事件で問われたのは、明治40年公布の刑法典第73条で「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太子孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」として規定された犯罪である（文字通りに取ればこれは「皇室危害罪」であるが、これが一般的に「大逆罪」と呼ばれている）。問題となるのは、この大逆罪が「危害ヲ加エタル者」だけでなく「危害ヲ加エントシタル者」に対しても一律に「死刑ニ処ス」と規定していることにある。このように「危害ヲ加エントシタル」というところまで含めてしまえば、その犯罪行為そのものが曖昧で、その部分の記憶も曖昧にならざるをえない。それゆえ、そこには「自己同化型虚偽自白」の可能性をも考えないわけにはいかない。

幸徳秋水らの「大逆事件」は、この大逆の行為が実行されて「既遂」に至ったものでも、あるいは「未遂」に終わったものでもなく、せいぜいその「予備」的行為、あるいはそのための「謀議」的行為が問題となったにとどまる。しかし、現実には、そこにその「危害ヲ…加エントシタル」行為があったとして、24名に死刑判決が下され、12名の死刑が執行されたのである。

本件大逆事件に連座した被告人たちは、いずれも当時の政治体制に対し批判的な思想を抱いており、上記判決の言うように「国家の権力を破壊せんと欲せば先ず元首を除くに若くなし」とする思想をそのものとして主張することはなくとも、少なくともその思想信条に近いところにいた。また、24名の被告人たちはいずれも、幸徳秋水を軸に置いたとき、濃淡は別としてこの幸徳秋水と何らか人間関係を持っていたことは間違いなし、その関係のなかでたがいにそれぞれの思想信条を語る機会があったであら

うことも否定できない。しかし、そのように思想信条を単に語り合うという行為をもって、本件判決が認定したような「兇逆」を行うべく「凶謀」をしたことになるとは考え難い。とすれば、刑法73条を前提に皇室に「危害ヲ加エントシタル」行為は大逆に当たる犯罪だと認めたとして、本件被告人たちにその犯罪となるような「謀議」行為があったかどうか、あるいはさらにそのための「準備」行為があったかどうかについては、それだけ慎重な検討が求められるはずである。

以上のことを確認したうえで、本件被告人たちの供述がそれぞれどこに「起源」を持つかを分析しようとするとき、その供述分析をどのような枠組みで進めていくかについて、いま少し具体的な検討が必要である。

(2) 大逆事件における自白・供述について、その供述分析をどのように考えるか

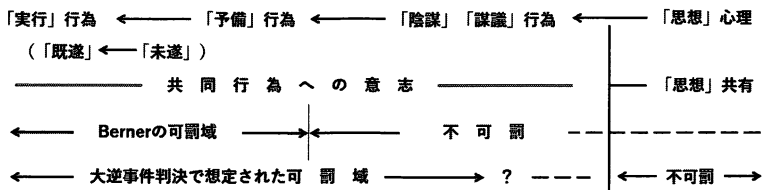
本件において被告人たちが問われたのは大逆の「実行」行為ではなく、そのための「謀議」行為であり、あるいは「準備」行為であった。それについて被告人たちの供述をそれぞれどのように分析すればよいか、その分析枠組を、以下、いま少し具体的に検討する。

1) 大逆罪における「思想」心理から「実行」行為に至るまでのプロセス

上に述べたように、供述分析とは、供述者が自白あるいは供述において問題の犯罪行為をその「体験の記憶」によって語ったものかどうかを判別する方法であり、それが「強盗」とか「殺人」とか「わいせつ」とか、具体的行為として特定できる場合には、これについての自白・供述が、供述者自身の「体験の記憶」として語られているかどうかを、何らかの指標によって取り出すことが可能であるし、その分析を具体的に展開することも難しくない。しかし、本件大逆事件では、そもそも「危害ヲ加エントシタル」行為まで処罰の対象となるとされ、それに向けての「予備」の行為が

なされたのかどうか、それに向けての「謀議」の行為がなされたのかどうか問題で、しかも、そのための証拠資料として取り上げられるのが検察聴取書や予審調書に記録された供述である。その供述分析をどのような方針のもとに進めればよいのか。

本来、刑事罰は具体的な「行為」に対してなされるべきものであって、単なる「心理」（思想）についてこれを罰することはできない。では、この「行為」と「心理」とをどのようにに区別すればよいのか。「大逆」事案において、その心理から行為への展開を以下のように考えてみる。



ここで「Bernierの可罰域」を記している点については、後に説明することになるが、大逆事件判決においてもそこで想定され可罰域は、さすがに「思想」心理に至る部分にまでは広げられていないはずで、それゆえここで「思想」の共有は「不可罰」として位置づけてよい。ただ、実のところ「陰謀」「謀議」行為であるか、「思想」心理にとどまるかは、その判別が微妙なところで、その点がここからの検討課題の一つとなる。いずれにせよ、可罰－不可罰の線を引くためにもこの両者の境目は明瞭でなければならない。そこで「陰謀」「謀議」について、これをまずは「行為」として明確に定義しておかなければならない。そうでなければ、その可罰域が限りなく「心理」領域に入り込んで、これを不当に罰してしまうことになりかねないからである。

2) 「思想」心理から「謀議」行為、「実行」行為に至るまでの7つのレベル

ここで参照したいのが、「内乱罪Hochverrat」についてBernerが示した「謀議」からその「実行」に至るまでの3つのレベルの区分である（以下の論述は、市川 啓, (2019). 「19世紀ドイツにおける謀議概念に関する一考察（2・完）」, 立命館法学, 2019年2号（384号）, pp.53-102.; 市川 啓, (2021). 「間接正犯と謀議」, 成文堂, pp.134-137. による）。

(1) Bernerによる「謀議」から「実行」への3つのリズム

Bernerによれば、「謀議」から「実行」までの経過について、次の3つのリズムの下に考えることができるという。

第一のリズム：謀議の設立

同じ意思傾向を持ち合わせる諸個人の下で、何らかの行動計画がある者から他者へと伝えられ、これがさしあたり「相互了解」の第一歩となって、各個人は、自らの参加を何かしらの方法で表明するか、推断的な行為により知らせることで、「結合の構成員」となる。ただし、これは未だ実行の開始ではないため、その時点で手を引いて計画全体を破綻させた者は、犯罪的結合に対する共犯（犯人庇護）の刑罰からも解放されるべきだとBernerは言う。つまり、準備行為にすぎない「謀議」それ自体を未遂段階で処罰することはできないとするのが、Bernerの考え方である。

第二のリズム：全体意思の形成

何らかの行動計画について当初一致したにすぎなかった複数の意思が、統一的に実行すべき行為のための一つの全体意思に変化し、それによって集まった複数の主体は、この行動計画を統一的に実行すべく「一つの主体」となる。そのために、「主体らは相互作用という形で協議」を行い、「実行に関する共通の計画」を立て、「結果実現における役割」が各人に分け与えられなければならない。

第三のリズム：実行

何らかの行動計画に向かう各人の意思は、全体意思を自らに反射的に映

し出し、個々の主体はかの「一つの主体」の担い手として、言い換えれば、共通の意思を実現するための手足として現れるのであり、これが最終的な帰結として全体結果を生じさせることになる。

Bernerは、このように「謀議の設立」から「全体意思の形成」、そして「実行」に至る流れを描き、可罰域に入るのはこの第二のリズム「全体意思の形成」からだとしている。ここで問題となる大逆事件判決については、じつは、このBernerが可罰域から外した第一のリズム「謀議の設立」よりもさらにその手前の部分までもが問題にされていることに注目しなければならない。そこで以下では、まず可罰領域に入るかどうかの議論を別にして、「気楽な放談」レベルからBernerの具体的な「謀議の設立」に至るまでを射程に入れて、そこに至る段階を検討してみる。

(2) 「放談」から「謀議の設立」までのレベルと「謀議の設立」から「実行」までのレベル

ここではBernerにおける「謀議の設立」から「実行」までの3つのリズムで規定された内容を参考に、「謀議の設立」の手前について、計画性の有無、その具体性の度合いの観点から、まったく計画性のない「放談」レベルを0-0として、そこから0-3まで、以下の表1のように4つのレベルを区分し、そのうえにBernerにおける「謀議設立」から「実行」までの3つのリズム（これを1-1～1-3とする）を加えて、レベルAからレベルGまで7つのレベルを区別してみる。

表1 Bernerの3つのリズムとそこに至るまでの4つのレベル

0-0 よく似た意思傾向（思想）をもつ者が、時代状況・社会状況・政治状況を憂えて、内乱にかかわる放談する （何らの計画性もない）	レベルA
0-1 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、内乱に向けて何らかの計画を漠然と思い描いて、座談する （計画は抽象的なものでしかない）	レベルB

0-2 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、内乱に向けて何らかの計画を思い描き、その計画内容の具体化を話題にして、たがいに意見交換をする（具体的な計画が成立する以前）	レベルC
0-3 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、内乱に向けて何らかの具体的な計画を「発議」し、周囲を「結合の構成員」にすべく説得しようとする（計画に加わる者どうしの具体的な相互了解が成立していない）	レベルD
1-1 Bernerの第一のリズム：謀議の設立 同じ意思傾向をもつ者のあいだで、内乱に向けて具体的な「共通の計画」を立て、それを行うべく相互に了解し合うに至っている	レベルE
1-2 Bernerの第二のリズム：全体意思の形成 同じ意思傾向をもつ者が、内乱に向けて具体的な「共通の計画」を立て、それを行うべくたがいの意思を確認し、全体が「一つの主体」として動くよう、具体的にそれぞれの「役割の分担」を決定している	レベルF Bernerの可罰域 ↓
1-3 Bernerの第三のリズム：実行 同じ意思傾向をもつ個人々が、内乱に向けて全体意思を体现し、全体で「一つの主体」として動き、それぞれの役割を担って、「共通の計画」を実行する	レベルG Bernerの可罰域 ↓

このように区分したとき、Bernerの考え方によれば、可罰域に属するのはレベルFおよびレベルGであって、その手前のレベルEまでは可罰性が認められてない。しかし、本件大逆事件の判決に見る限り、それより手前のレベルD以下の行為さえも問題視されていて、これが可罰域に含まれているように見える。この点をどのように検討するかが、ここでの重要な論点となる。

3) 供述の生成過程に忍び込む「逆行的構成」の危険性

以下、本件大逆事件において問題とされた各被告人の行為が上記の7つのレベルのどこに位置するかを検討することになるのだが、その前に、まずは供述分析において重視されてきた「逆行的構成」の理論について、重ねて簡単に触れておかなければならない。本件で問題とされる各被告人たちの行為は、いずれも基本的に、被告人たちがそれぞれ逮捕後にその過去の行為の想起を求められて語った供述によるものであって、その供述において語られた行為が、語られる以前の当の行為そのものをどこまで正確に

再現しているかが問題となるからである。

（1）順行的行動と逆行的構成

そもそも人が過去の出来事について語るとき、その出来事の結末はすでに明らかになっている。そして、その出来事の語りは、それを語る時点での語り手―聞き手の問題意識によって、大なり小なり編集される。時間を遡っての構成という意味でこれを「逆行的構成」と呼ぶとすれば、過去の出来事についての語りには、つねに逆行的構成の危険性がつきまといっている。

この「逆行的構成」と対照されるのは「順行的行動」である。ここで「順行的」と言うのは、当事者が当の行為を行っているその「渦中のいま」に身を置いて、背後にそこに至る「過去」を背負い、その先に「未来」をそれなりに見通しながら、＜過去－いま－未来＞の時間をその「渦中」から生きるということにほかならない。誰もがそうしてこの先の「未来」を前にしながらも、次の瞬間に何が起こるかを知らないままに、その時その時の「いま」を生き、結果として次々と自分の身に起きていく出来事を引き受け、その出来事がまた「過去」へと去っていく。「順行的」とは、まさにそのような時間の流れを人が生きるということにほかならない。

しかしながら、人が自らのこの「過去」を振り返って語るとき、人はこの語る「いま」の時点を生き、その「いま」の関心事のままに「過去」の出来事を切り取り、これを構成する。もちろん、語ろうとしている「過去」についてもまた、そのときの「いま」を順行的に生きてきたはずで、その順行的な行為の流れを体験の記憶にとどめ、その記憶の通りに語れば、そこに順行的な行為の流れが反映するはずだが、その順行的な行為の流れが語ろうとしている「いま」の関心事によって歪められることがある。これが「逆行的構成」である。人はつねにその身体でもって「いま」を順行的に生きながら、自分の「過去」を逆行的に構成していく。

このことは如何なる過去の語りについても言えることなのだが、とりわけ犯罪行為とされる行為について被疑者がこれを取調べの場で語るとき、その語りの場を第三者たる取調官の側が主導するだけに、取調官たちの想定に引きずられるかたちでこの逆行的構成が生じてしまう危険性は大きくなる。本件大逆事件の各被告人についてもこの問題が起こった可能性があって、その供述の生成過程をそうした視点から再考することが必要である。

(2) 大逆事件は宮下事件にはじまる

本件は、宮下太吉が明治43年5月25日に、天皇に危害を加えようとの意図の下に爆弾製造を準備していたとの容疑で逮捕され、それが大逆に向けての予備「行為」と見なされたところからはじまる。これが本件の発端となるが、しかし、厳密に言えば、先にも述べたように、これは幸徳秋水が主導したとされる「大逆事件」の全体とは区別して、「宮下事件」と言うべきである。この宮下事件を出発点として、この宮下と関わりのあった被告人たちが次々と逮捕され、検事による取調べ、判事による予審によって被告人たちの供述が積み上げられた。そうして録取された供述証拠が、その後の大審院特別刑事部で審理され、被告人たちに有罪判決が下されて、最終的に24名の被告人たちが大逆罪で有罪となるという経緯をたどる。これが「大逆事件」である。

この大逆事件において有罪判決を受けた被告人たちのその行為を、事後に語られた供述から見たとき、そこに逆行的構成がどこまで入り込んでいたか、行為のその時点から「順行的」に見たとき、はたしてこれを可罰域にあるものと見なしうるかどうか、その点が問題となる。もちろん、すでに過去のものとなってしまった出来事であるから、その過去の時点の被告人の立場に身を置いて、それを順行的に追体験することは、タイムカプセルでもないかぎり不可能である。しかし、少なくともそうした視点に立っ

て本件判決の認定が妥当であったかどうかを再検討することはできるし、それは本件の事実認定において欠かすことのできない重要な手続きである。

本件の発端となった「宮下事件」つまり宮下らの爆裂弾の準備行為について、宮下の逮捕時点で捜査側がこれを大逆罪に当たる可能性を考えたことは間違いない。問題の出発点はそこにある。そこから、それまでの宮下らの行為が大逆罪の下に意味づけられ、さらには宮下と関係のあった被告人たちのもろもろの行為もが、これまた大逆罪の色に染められていったという可能性がないかどうか。本件の取調べ・予審において、そうした「逆行的構成」が進行することがなかったかどうか。つまり、先にも述べたように、「謀議」の行為と思想（心理）は地続きで、その境目は曖昧なものでしかないところ、本件捜査および裁判審理の過程で、被告人たちの「思想」心理までが「逆行的」に可罰的な「行為」の側に組み込まれてしまうようなことがなかったかどうか。その点の検討が本件の供述分析における最大の論点となる。

(3) 順行的な行為の流れと逆行的構成のギャップ：宮下事件は「氷山」の一角だったのか

ここでまず本稿の問題意識を明確にするために、取り扱うべき問題の一端をあらかじめ例示的に示しておきたい。

本件判決で問題とされた各被告人の行為は、明治41年6月の錦輝館赤旗事件から宮下事件摘発の明治43年5月25日までの2年に及ぶ時間の流れのなかにある。その「過去の行為」が、宮下逮捕・取調べの明治43年5月末から予審の終了する明治43年10月末まで、検事による取調べや予審判事による予審において、それぞれ「現在の視点」から質され、語られて、そこで積み上げられた供述「証拠」がさらに大審院の審理において切り取られ、解釈され、整理された。

たとえば、被告人宮下太吉が明治41年11月13日に、被告人森近運平宛の

手紙で「機会があったらば爆裂弾を以て御通行の際天皇をやっ付けようと決心しました」（明治43年5月29日長野地方裁判所検事局における宮下太吉の申立より）と書いたという行為の事実がある。しかし、その手紙を書いた時点に身を置いて、そこから順行的に見れば、少なくともその当時、宮下太吉がこの手紙で語った「決心」は、「天皇」を対象とし「爆裂弾」を方法とするという内容のものではあっても、そこに「機会があったらば」と言う通り、まだ漠然とした思いを言葉にただけで、およそ「計画」と言えるほどの具体的なものではなかった。そもそも具体的な日時や場所を特定したものではなく、その実現可能性を明確に認識したうえでの決心でもなかった。同様に、この手紙を受け取った森下運平、あるいはその内容を示された幸徳秋水たちから見ても、それはただの言葉だけの「決心」であって、根拠をもった具体的な犯行計画の提起ではない。血気盛んな男のこの「威勢のよい発言」を喜び、これに盛り上がった者もいたかもしれないが、少なくともその時点では具体性を欠いた「空威張り」でしかないように見えた可能性も小さくない。

ところが、そこから一年半あまり経過する間に、宮下が爆裂弾の製作法の情報を集め、実際に試作を試み、これを山中で実験して、その成果を周辺に伝え、それなりの準備を進めた末に、その情報が警察に漏れ、明治43年5月25日に宮下が逮捕され、大逆の「計画」を準備していたとの自白を得るに至る。こうして摘発された「宮下事件」は、その時点で、爆裂弾をそれなりに準備し、実行の日、場所をおおよそ想定し、宮下以外に管野スガ、新村忠雄、古河力作が実行者たらんとするおよその確認はあったものの、爆裂弾の威力は未確認で再実験を求められていた状況であり、実行の日時・場所も具体的に特定されておらず、実行者たちの役割分担も決まっていなかった。この状況から見て、先のBernerの基準での第一のリズム（つまり具体的な「共通の計画」を立て、それを行うべく相互に了解し合うという「謀議の設立」）にもなお至らない段階だったと言わなければ

ならない。

ところが、捜査側はこの「宮下事件」を、巨悪集団の「氷山の一角」であるかのように見なして、その線に沿って捜査を進めることとなった。そうして取調べ・予審の過程で先の明治41年11月13日の太吉の森近宛の手紙があらためて取り出されたとき、それはまさに「ここに於いて宮下は爆裂弾を造り大逆罪を犯さんことを決意し」（判決本文）たかのように理解され、この「決意」が「大逆」という具体的な行為につながる「発議」であるかのように位置づけられて、宮下と関わり、宮下の爆弾製作の情報をそれなりに知った周囲の人々が、この「発議」のもとに「共通の計画」を練り、「結合の構成員」をなしたかのように見なされていく。そうして「氷山」の全容が明らかになったとして大審院が開かれて、26名の被告人が連座する裁判へとつながっていったのである。

しかし、順行的な流れの下にこの過程を追って見たとき、少なくとも明治41年11月13日の宮下太吉の森近宛手紙の時点では、後の「宮下事件」への展開を予想すべくもない。そもそも宮下太吉はその頃、幸徳秋水とも、また管野スガ、新村忠雄、古河力作とも出会う以前のことであって、その手紙に記された「大逆を犯さんことを決意し」という表現は、せいぜいのところ宮下の個人的な「決意」にすぎず、そこに大逆罪を企てる現実の「氷山」があったとはとても言えない。

そうして見れば、現実とは、むしろ「宮下事件」の発覚から、逆行的に「共同意志」をもつ架空の「氷山」が想定されて、天皇らに危害を加えようとする共同意志集団が逆行的に構成されただけではなかったか。問題の焦点はここにある。

（4）取調べの場に引き入れられた他の被告人たちの立場

一方、宮下事件が発覚して取調べの場に引き入れられた幸徳秋水らは、どのような認識状況に置かれていたのか。そのなかでどのような心理状態

にさらされたのか。

無実の人は殺人罪で逮捕されたとき、「私はその殺人行為をやっていない」と否認して、自分を守ろうとする。他方の取調官は「君は殺人罪をやってはいないか」と言って追及を重ねる。そこで両者は、まずその一点をめぐって争う。その「殺人行為」が可罰行為であることは、誰にとっても明らかなからである。しかし、大逆罪が疑われるような事件で、しかもそれが「既遂」でも「未遂」でもなく、その「謀議」の有無や「謀議」への関与の有無のようなことが曖昧なかたちで問題になる場合はどうなのか。被告人にとって問われている「犯罪行為」そのものがはっきりしない。したがって「何」を「どこまで」守ればよいのかが分からない。また、取調べに当たる検事や予審判事の側でも、この被告人についてその何が「犯罪」に当たるかは明確でない。そうして問題がはっきりしないままに、取調官は追及し、被告人はそれに答える。そうした取調べの場で何が起こっていくのか。

たとえば、本件で幸徳秋水が逮捕されたとき、幸徳は「どのような「犯罪」行為によって逮捕され、何を取り調べられることになったと思ったか」、「自分を守るためには何を肯定し、何を否認すればよいと思ったのか」。また、本件で幸徳秋水を逮捕して取調べる側に立った検事や予審判事たちは「どのような「犯罪」行為について幸徳を逮捕し、取調べにおいて、何を聴取することを目標としたのか」。取調官たちも、頭のなかに描いた単なる「思想」を裁くことはできないと知っていたはずである。つまり、問題はその「思想」の表現たる「行為」であり、その行為が「犯罪」に当たるものだとして、その「犯罪」行為を具体的に語らせることを目標としたはずである。

大逆罪が刑法典に明記されて、しかし、まだ前例がまったくないなか、被疑者も取調官も、ほとんど暗中模索、探り合いのなかで取調べが進行したと考えられる。その相互作用の過程に供述分析のメスを入れようとする

とき、判決へと集約されていく「逆行的構成」の罠に落ちることなく、順行的な視点で、被疑者たちの「思想」（心理）と「実行」（行為）とを仕分けしていくことが、まず求められる。

そのことを前提においたうえで、その「供述の起源」をできるかぎり究明するということが、供述分析の課題となる。

2. 本件判決が認定した事実と本件供述分析の焦点

（1）本件判決の認定の構図

本件判決は、その主文において、24名の被告人に対して死刑、2名について有期刑の判決を記したうえで、その有罪認定の「理由」を示しているのだが、ここではそのうちの東京グループについて認定された内容（判決上「第一」として記載した部分）を検討する。ここに含まれるのは宮下太吉（以下、宮下）、新村忠雄（以下、忠雄）、管野スガ（以下、管野）、古河力作（以下、古河）、幸徳秋水（以下、幸徳）が中心で、これに加えて森近運平（以下、森近）、奥宮健之（以下、奥宮）、内山愚童（以下、内山）の関与があって、計8名が関わっている。このメンバーについて、判決が認定した各被告人の行為を、時系列に沿って要約すれば以下のようなになる。本件判決の認定内容には、上に見た逆行的構成の危険性が多分に含まれているのだが、ここではその問題を取りあえず横に置いて、まずこの認定した内容を前提にしたとき、被告人たちの行為がそれぞれのレベルの「謀議」に達することになるのかを検討しておきたい。

1）本件判決が東京グループについて認定した「謀議」の全体的な流れ

本件判決で被告人らを有罪と認定したその「理由」には、冒頭に幸徳次郎が「無政府共産主義」を奉じるに至ったこと、そして管野スガもまた同主義に帰し革命思想を抱き、明治41年の錦輝館赤旗事件で連座したこと

でその報復を期し、そのことを幸徳に告げて、幸徳が協力しようと約して、二人が契りを結んだとの記載があって、その他の被告人もまた概ね「無政府共産主義」を信条と為し、あるいはその臭味を帯びる者で幸徳を崇拜し、もしくは親交を結んでいたとして、この被告人らが錦輝館赤旗事件での政府の迫害等に憤慨してこれに報復すべく、「国家の権力を破壊」すべく、まずは「元首を除く」ために大逆を「凶謀」し、これが途中で「発覚した」のだとある。

このように事件全体の流れを描いたうえで、ここに「凶謀」と呼んだ謀議が具体的な行為としてどのようなかたちで現実化したのかについて、判決は以下の八つの段落に分けて認定を行っている。

「第一」として東京グループ

「第二」として和歌山グループ

「第三」として熊本グループ

「第四」として内山愚童

「第五」として大阪グループ

「第六」として神戸グループ

「第七」として新田融

「第八」として新村善兵衛

ここでは、このうちの「第一」の東京グループについて判決が認定したところを、第一期から第五期に分けて、その時期ごとに取り出してみる。念のため断っておけば、以下は判決の文面上に記された認定をまとめたものであって、問題はその認定がはたして妥当かどうかである。

第一期

明治40年12月、宮下は森近が大阪平民社で開催した講和会に参加して、森近の演説を聞き、無政府主義を信奉する。

また、当時すでに無政府主義者であった幸徳は、明治41年6月に起こっ

た錦輝館赤旗事件での国家の対応に憤慨し、「国家の権力を破壊せんと欲せば先ず元首を除くに若くなし」と感じるようになる。

第二期

その後、明治41年11月13日、宮下は森近に対して「皇室を尊崇する以上は到底普通的手段によってその迷信を打破するの不可能なることを感知し、竟に爆裂弾を造り大逆罪を犯さん」という覚悟と「東京に事あらば直ちに起て実行に加わるべき」旨を書いた手紙を送った。この手紙は森近が幸徳にも見せており、内山の論文の効果だと喜んでいた。

明治41年11月19日から21日にかけて、幸徳は「決死の士五十人もあらば爆裂弾其他の武器を与えて暴力革命を起し、諸官衙を焼払い、富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り、番兵を追払い、皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し居る旨を告げ、予め決死の士を募り、置きくるべきことを委嘱」して、無政府共産主義の新宮グループリーダー・大石、熊本グループリーダー・松尾から同意を得た。

明治41年12月、管野が幸徳に対して「爆裂弾を造り、大逆罪を犯し、大仕掛の革命を起したき旨」を語ると、幸徳は大いに喜んで革命を実行すべきだと発言し、宮下が爆裂弾による大逆罪を計画していること、事件が起これば紀州や熊本からも決死の士が出てくることを話した。

明治42年2月13日、宮下は幸徳宅を訪ねて幸徳、森近に対して爆裂弾による大逆計画について語るが、幸徳は不得要領の返事をした。宮下が帰った後、管野や忠雄に対して宮下という人物と彼の計画を賞揚していた。

明治42年5月25日、宮下は幸徳に爆裂弾の製法が判明したことを手紙で知らせた。幸徳はそれを喜んでいることを管野に手紙で書いて送らせた。

明治42年6月6日、宮下が幸徳宅を訪ねて幸徳、管野に対して大逆罪遂行を提唱し、幸徳と管野は賛同し、忠雄と古河も参加することを告げた。

明治42年7月中、宮下は爆裂弾製造のための薬品を集めつつ、7月19日、

忠雄に対して大逆罪の敢行に同意を求め、塩酸加里の送付を依頼した。8月1日の薬品送付の督促を受け、8月10日、忠雄は薬品を宮下に送付する。

第三期

明治42年9月1日、管野が出獄し、9月上旬、幸徳は管野と忠雄に「明治四十三年秋季を期し、爆裂弾を以て大逆罪を敢行し、暴力革命を起さん」ことを謀議し、幸徳は忠雄に宮下にも同じ話をして協議するように伝えた。9月28日忠雄は宮下に「明治四十三年秋季を期し車駕の通行を待受け大逆を行い、且市内各所に暴動を起し富豪の米庫を開き貧民を賑し監獄を破壊し囚人を解放し諸官衙を焼払い大臣を暗殺すべき旨」を告げた。しかし宮下は即座に同意したものの、「革命は容易に行わることにあらざれば主として大逆罪を犯し世人の迷信を打破する方針を採りたき」旨を告げた。また、爆裂弾製造が不良で研究中であり、一応、実験家の意見も聞きたいと忠雄に依頼した。

明治42年9月30日、帰京した忠雄は宮下から依頼された、爆裂弾製造方法を知っている実験家の意見を聞くことはできないか、幸徳と管野に告げ、幸徳は問合せると返答した。

明治42年9月、幸徳は奥宮に対して爆裂弾による大逆罪について座談的に話し、10月上旬、奥宮が再訪した際、幸徳は田舎での暴動のための爆裂弾製造の話をして、製法について尋ね、奥宮は問い合わせることを約束した。10月下旬、奥宮は幸徳に加波山事件の西内より聞いた「塩酸加里六分金硫黄四分鋼鉄片加入電粉」と、缶の大きさは小さい茶筒のようなものと聞いていたので「長さ二、三寸、円径一、二寸」で鉄または鉄葉でつくと伝えた。

明治42年10月下旬、幸徳は爆裂弾製法について奥宮から聞いたことと自分の知識を交えて「鐘の長さは二寸大さは直径一寸位又薬品は鶏冠石四に塩酸加里六又は双方各五の割合にて之に鉄片を混入すること」を忠雄に告

げ、忠雄はそれを宮下に手紙で知らせた。忠雄は薬品を宮下へ送付し、宮下は臼田に「薄鉄亜鉛引の罐五個」を製造させた。

明治42年10月初旬、幸徳、管野、忠雄から、「吾々は宮下太吉の提議に賛同し爆裂弾を造り大逆罪を敢行するの決心を為したり斯る事は強く勧むる能はさるも君も此計画に同意しては如何」と聞かれたので古河は即座に同意した。

第四期

明治42年11月3日、宮下は「塩酸加里六分鶏冠石四分を割合せたるものに二十匁に小豆大の小石二十個を交ぜ、之に一罐容れ其上を西の内と称する紙にて巻き、尚其上を銅の針金にて縦横に縛り」爆裂弾を完成させた。大足山中へ行って爆裂弾を5間離れた場所に投げつけたところ、大音響がしたので、試験結果は良好だと思い、11月5、6日ごろに忠雄と管野に試験結果を手紙で伝えた。残りの4個の缶は職場の釜口に捨てた。幸徳は忠雄のところに宮下の爆裂弾実験が良好であったという手紙が来たことを聞き、奥宮にも結果が良好であったことを伝えた。

明治43年1月1日、宮下が薬品と鉄缶と鉄葉缶をもって幸徳宅を訪ね、幸徳、管野、宮下、忠雄は缶を投げて破壊力はどうか、実用向きかなど多少の批評をした。翌1月2日、宮下は帰郷した。同日、たまたま幸徳宅へ古河が来たので幸徳、管野、忠雄が前日の話を伝えた。

明治43年1月23日、管野、忠雄、古河の三名で会談し、宮下、古河、忠雄、管野の四人で大逆を実行し、幸徳を除外することに決定した。2月6日、忠雄は宮下へ会って、1月23日の謀議内容（管野、古河、忠雄及被告の四名にて各爆裂弾を所持し、道路の両側に二人、別れ先づ、車駕前方に居る者より投付け、若し車駕が後ろに引返さば、後方一居る者が投付るという手筈を定めたる旨）を伝え、爆裂弾の再実験を依頼した。しかし、前回の実験で大音響が鳴ったため周囲に怪しまれる可能性があること、その

日は雪が降っていることから再実験は見合わせるようになった。

第五期

明治43年3月下旬、幸徳と管野は歴史書編纂のため、湯河原へ引っ越した。

明治43年4月中、管野から忠雄に爆裂弾再試験を依頼する手紙が来たので、忠雄は宮下を4月26日に訪ねて再試験の場所を探したが適当な場所がなかったので、5月1日に山中で再試験をする予定としたが、警察官の注意が厳重になったので結局再試験はできなかった。

明治43年5月1日、管野が入獄のため帰京し、5月17日、増田宅で忠雄、古河、管野が会談して「人物の経済上、二人にて実行の任に当り、二人は残りて再挙を図ることを評決し、抽籤を以てその実行者を定めた」ところ、「第一が力作、第二が管野に当り、忠雄と宮下は落籤した」。5月18日、管野が入獄した後、忠雄は古河を訪ねて前日の抽選を取り消したいと告げ、古河の了承を得た。

明治43年5月中、宮下は新田に鉄葉缶24個を作らせ、薬品とともに、「自分に何かあった場合は古河に送ってほしい」と書いた紙を箱に入れていた。調査した薬品の紙包みと上記の箱は清水太市郎に預けたが、5月21日、事件が発覚しつつあったことから、清水と相談して、紙包みや箱は職場、鍛冶工場などに隠した。そして宮下が身柄を拘束されたのが5月25日である。

2) レベルの推移

さて、本件判決が東京グループの第一期から第五期までについて認定した上記の行為が実際にあったとして、これを前提に、それぞれが先の表1（I-2-3）のレベル分けでどのレベルに相当するかを検討してみる。そこでこの表1のレベル分けを本件認定の犯行行為に合わせて、その「対

象」、「方法」、「日時・場所」、犯行を行う「構成員」、そのなかでの「合意」の有無、「準備」の状況、犯行時の「役割分担」の観点からあらためてレベル分けすれば、表2のようになる。

表2 大逆事件判決の認定した犯行行為のレベルと本件の可罰域

「謀議」に至るまでのレベル そして「謀議」から「実行」へ至るレベル	レベル	対象	方法	日時・場所	構成員	合意	準備	役割分担	本件の可罰域
0-0 よく似た意思傾向（思想）をもつ者が、時代状況・社会状況を憂えて、放談する（何らの計画性もない）	レベルA	△							
0-1 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、何らかの計画を思い描いて、座談する（計画は抽象的なものでしかない）	レベルB	△	△						
0-2 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、何らかの計画を思い描き、その計画内容の具体化を求めて、たがいに意見交換をする（具体的な計画に向かうものの、まだそれが成立する以前）	レベルC	○	○	△					
0-3 同じ意思傾向（思想）をもつ者が、何らかの具体的な計画を「発議」し、周囲を「結合の構成員」にすべく説得する（日時場所を含む具体的な計画はあるが、まだメンバーのあいだの具体的な了解が十分でない）	レベルD	○	○	○	△	△	△		
1-1 Bernerの第一のリズム：謀議の成立 同じ意思傾向をもつ者のあいだで、共通の具体的な計画を立て、それを行うべく相互に了解し合う	レベルE	○	○	○	○	○	○		「空欄」の可罰域
1-2 Bernerの第二のリズム：全体意思の形成 同じ意思傾向をもつ者が、「共通の計画」を実現しようと、たがいの意思を確認し、全体が「一つの主体」として動くべく、それぞれの「役割の分担」を決定する	レベルF Bernerの可罰域 ↓	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	↓
1-3 Bernerの第三のリズム：実行 同じ意思傾向をもつ個々人が、全体意思を体現し、全体で「一つの主体」として動き、それぞれの役割を担って、「共通の計画」を実行する	レベルG Bernerの可罰域 ↓	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	↓

上記のレベルEまでについて、表中の「空欄」は、判決文において各行

為の認定の「証拠」とされた供述に言及がないことを示し、表中の「△」は、判決文において各行為の認定の「証拠」とされた供述で言及されているが、内容が明確でないことを示し、表中の「○」は、判決文において各被告の認定の「証拠」とされた供述で言及され、内容がある程度は明確であることを示す（しかし、直ちに実行行為につながるほど具体的ではない）。なお、上記のレベルF・レベルGについては、本来これが明確に認定されなければならないという意味で「◎」をつけている（その意味でレベルEまでの○とは明確度が異なる）。

この表2からも読み取れるように、本件判決が東京グループについて認定した犯行行為は、そのもととなる供述の「証拠」によるかぎり、およそ十分に具体的とは言い難い。じっさい、その認定された行為を各レベルごとに簡単にまとめれば次の表3のようになるが、本件判決が東京グループについて認めることができたレベルはレベルDまでであり、高く見積もってもせいぜいレベルEにかかりかけているという程度である。しかも、これは東京グループを「一体」のものとして見るという前提の上での話で、少なくとも幸徳秋水に関する限り、およそレベルEには届かない。

表3 本件における各レベルの具体的な認定行為

レベル	具体的な認定行為
A	「天皇」もしくは「皇室」への危害に関する雑談を2人以上でする
B	「天皇」もしくは「皇室」への危害について爆裂弾を用いることを含めた雑談を2人以上でする（それが実行可能なものであるという認識はない）
C	「天皇」もしくは「皇室」への爆裂弾を用いた危害について実行日時と場所に関する議論を2人以上でする
D	「天皇」もしくは「皇室」への爆裂弾を用いた危害について実行日時と場所、構成員に関する議論を2人以上で行い、周囲を構成員にするため説得する（合意の有無は問わない）
E	「天皇」もしくは「皇室」への爆裂弾を用いた危害についてレベルDまでのすべての項目について具体的な計画を共有し、それが実行可能な計画であるという共通認識のもと、計画に参加することに同意する

F	「天皇」もしくは「皇室」への爆裂弾を用いた危害についてレベルDまでのすべての項目について具体的な計画を共有して、それが実行可能な計画であるという共通認識のもと、計画に参加することに同意し、実行のための役割をそれぞれに割り当てる
G	「天皇」もしくは「皇室」への爆裂弾を用いた危害についてレベルDまでのすべての項目について具体的な計画を共有して、それが実行可能な計画であるという共通認識のもと、計画に参加することに同意し、割り当てられた役割を果たして計画を実行する

本件判決の認定した上記の行為レベルが、先の第一期～第五期においてどのように推移したかをあらためて整理してみると次のようになる。

レベルA： 第一期のM40年～M41年半ばごろ。宮下と森近、幸徳がそれぞれ思想的に天皇制を批判する話を座談的に行う。具体的な計画はなかった。

レベルB： 第二期に入って、宮下がM41年11月13日、「天皇へ爆裂弾を投げつける計画」に関する手紙を森近に送ることでレベルBに移行する。ただし、この点についての根拠となった幸徳の供述についてみると、「記憶す」などの断定を避けるような供述になっていることがわかる。なお、手紙をみた時点では幸徳や森近が宮下に賛同することはなかった。同時期のM41年11月19日、21日と相次いで新宮Gの大石、熊本Gの松尾が幸徳のもとを訪ねており、その際に幸徳の「大逆計画」について座談的な話をしているが、それはなおレベルBにとどまる。

レベルC： 第三期のM42年9月に幸徳が「大逆計画」を決意したことになり、計画に「M43年通御の際に爆裂弾を投げつける」という項目が付加されることでレベルCに移行する。

レベルD： 第四期、宮下らがM42年9月には爆裂弾製造のための薬品や道具を調達するなどの準備が開始され、レベルDへ移行する。

レベルD+： M42年11月に宮下が爆裂弾の実験をしたさい、「天長節当日の天皇通御のルート調べて場所選定の準備をしていた」と宮下自身は供述しており、その限りでは爆裂弾・日時場所の選定等の考えていたことにはなっている。ただし、そのことをほかの被告人らと共有しようとはし

ていない（その点、宮下に限って、レベルDを超えようとしていたという意味で「D+」レベルとする）。

しかしその後、場所の選定が実際に具体化することはなく、第五期にいたっては幸徳が計画から離脱し、役割分担についてもあいまいなまま、宮下らについてはレベルDが維持されたが、M43年5月25日には「その目論見」が発覚することとなった。

このように第一期はレベルA、第二期はレベルB、第三期はレベルC、そして宮下が爆裂弾を製作して実験して一応の成功をおさめた第四期、そこから第五期で実行メンバーを決め計画を具体化するところで、レベルDからレベルEに向おうとする程度で、いずれも先のBernierの可罰域（レベルF、レベルG）にはおよそ及ばない。

本件大審院判決が、この程度のレベルで被告人たちの行為を有罪として死刑判決を下したこと自体が問題だったと言わざるをえないのだが、このことを確認したうえで、次にはこの東京グループの犯行認定のなかに、宮下事件を大逆事件の氷山の一角と見る逆行的構成の痕跡が潜んでいないかどうかを検討しなければならない。そこで被告人たちの供述形成過程のうちいくつかのポイントに絞って、この点を見ていくことにする。

（2）本件の計画において宮下が突出していたこと

本件判決における東京Gの被告人らの各時期における行動をレベル分けすると、全体的にみて、各被告人の行動は、A→B→C→Dと徐々にレベルが上がっており、「計画の中身が具体化し、準備が進んでいる」ように見える。しかしその「計画」に関する各被告人の供述内容を分析すると、およそ「具体的」とはいえない内容であり、Bernierの可罰域以前の「E」のレベルにも至っていないことが明らかになった。

以下では具体的にその内容について検討していく。

1）宮下とその他のメンバーとの計画の齟齬

「大逆計画」について詳しくみると、もともと宮下が主張していたのは第一期から第五期まで一貫して「天皇へ爆裂弾を投げつけて天皇に危害を加える」というものであった。一方で幸徳が取調べの過程で認めたのは「決死の士を募り、爆裂弾などを与えて暴力革命を起こし、皇居へ侵入して危害を加える」という計画であり、実行内容に齟齬がみられる。レベルCに移行した第三期のM42年9月の時点でも宮下は、幸徳の上記計画については賛同せず、あくまでも革命ではなく、通御の際に爆裂弾を投げつけることを主張していた。

これについて判決文では、「被告伝次郎は前に太吉の逆謀を聞いてこれに同意を表したりと雖も、太吉の期とは大逆罪をもって唯一の目的となし、他に商量する所なく、伝次郎が運平、誠之助、卯一太と協議したる計画とは大小疾徐の差なきに非ざるをもって、願望の念なきに非ざりしが、近日政府の迫害益々甚しとなしてこれを憤慨し、先ず太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意をなすに至れり」と認定した。しかし、判決文の言う幸徳のこの「決意」に至る一連の流れについて「根拠となる供述」が見あたらない。

2）宮下の「レベルD+」の行為と爆裂弾実験

判決上、全体として唯一、レベルDとEの間であるD+へ移行しているのは、上述の通りM42年11月に爆裂弾実験が成功したときの以下の供述のみである。

「被告所有の地図なるが、二重橋より桜田門を出て虎ノ門溜池赤坂田町一つ木町表町を経て、青山練兵場に至る道路に赤線を施したるは天長節の当日、青山練兵場へ行幸の道筋にて大逆罪を犯す場合に於ける場所選定の準備を為し置きたるものなり。」

この情報は、宮下が実行場所を決めるために天皇通御のルート調べた

という、計画遂行のためには重要な情報であると考えられる。にもかかわらず、この情報がほかの被告人らに共有されることはなかった。宮下は長野の明科に居住していたことから、他の被告人らと頻繁に交流ができなかったとはいえ、新村とは何度も手紙や対面での直接的なやりとりをしている。またM42年2月と6月、M43年1月と5月に幸徳、管野らと直接面会もしている。重要な情報が共有されなかった理由については、以下のような可能性が考えられる。

- ① 言う必要がなかった =それほど重要な情報ではないと考えていたことを示す
- ② 言う時機を逃した、後で言うつもりだった=この時点では場所の情報を提供するほど計画が具体的ではなかったことを示す
- ③ あえて言わなかった =計画に協力するという合意がとれていない状態であることを示す

上記の仮説を検討すると、いずれの場合であっても、計画を準備しているにもかかわらずメンバーが相互に十分な情報共有と交流を行えていなかったということになる。

さらに爆裂弾実験に成功したというものの、その結果は手紙で幸徳と管野へ知らされたのみであった。また宮下が新村を帯同した再試験についても、時機を待って行うということでついに実施されることはなかった。このことから、爆裂弾の威力については宮下以外に確認した者はいないということになる。

なお、「実行」役である宮下、新村、管野、古河が実際に顔を合わせる事が最後までなかったが、この点について判決では考慮されていない。

以上のことから、本件では判決文自体でも被告人たちの行為は可罰域に至っていないというだけでなく、内容をみてもおよそ具体的な「計画」が

あったと判断することはできない。また、具体的な供述という根拠に基づかない認定もみられることから、適切な判断がなされたとはいえないと考えられる。

〔追記〕

本稿は、「龍谷大学大逆事件研究会」（代表・石塚伸一）の研究成果の一部である。